

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第132号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び係」を削り、「
「庶務係 及び 農産品係
施設係」 水産品係」
を削る。

第2条第1項中「係長 5人」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、管理課に庶務係長及び施設係長、業務課に市場活性化係長、農産品係長及び水産品係長を置く。

第3条第3項中「及び係長」を削り、同条第5項中「担当課長補佐」の右に「係長」を加える。

第6条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「係長」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)